

自明性に関する米国最高裁判所判決

米国最高裁判所は、テレフレックス社 (Teleflex Inc.) 対ケーエスアールインターナショナル社 (KSR International Co.) のケースにおいて、米国連邦巡回控訴裁判所の決定を覆す判決を出しました。

この事件は、KSR社によって製造された、ドライバーの身長に併せて高さを自動的に調節する機能を備えたアクセルペダルに関する特許の有効性が論点になっています。

テレファックス社は、2002年に、KSR社の製品が、テレファックス社の特許権を侵害するとして、米国地方裁判所に訴えました。これに対し、KSR社は、テレファックス社の特許は、公知の構成の組み合わせに過ぎないとして、該特許の無効を主張しました。米国地方裁判所は、KSR社を支持する判決を下しました。

しかしながら、米国連邦巡回控訴裁判所は、特許に異議を唱えるには、先行発明に、「教示、示唆または動機付け」があったことを示さなければならないとして、米国地方裁判所の判決を覆しました。

最高裁判所は、米国連邦巡回控訴裁判所の自明性の判断は狭すぎるとして、KSR社の主張を支持しました。最高裁判所は、米国連邦巡回控訴裁判所の2つの間違いを指摘しています。1つ目は、裁判所や審査官は、特許権者が解決しようとしていた課題にのみ目を向けるべきであるとした点であり、2つ目は、ある課題を解決しようとする当業者は、同じ課題を解決することを目的とする先行技術にのみ導かれると判断した点にあると指摘しています。

以 上